

議案第 28 号

大野市家庭育児応援手当支給事業実施要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

令和 5 年度以降の事業実施に伴い、失効期限を延長するため

大野市教育委員会告示第一号

大野市家庭育児応援手当支給事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第44号）
の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。